

平成23年第7回平取町議会臨時会 (開 会 午前 9時30分)

議長

皆さんおはようございます。只今より平成23年第7回平取町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は、12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、7番四戸議員と8番櫻井議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、昨日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番  
山田議員

本日、召集されました、第7回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日8月8日に開催されました、議会運営委員会において協議し、会期については、本日1日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成23年5月分及び6月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。また、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で、諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について、川上町長。

町長

それでは、私の方から要望経過報告を申し上げたいと思います。先ず最初に、最初の囲みでございます、要望項目、日高地方が輝く地域づくりに関する要望、日高自動車道の整備促進に関する要望、大津波対策に係る財政支援緊急要望の3点について要望してございます。要望先は、北海道開発局関係については、室蘭開発建設部長、北海道開発局長ほか、北海道庁関係につきましては、胆振総合振興局の室蘭建設管理部長、北海道知事、道議会議長ほかに要望してございます。要望月日は、7月7日から8日の2日間でございます。要望者は、総合開発期成会として、平取町からは町長、議長が要望に出席をしてございます。要望項目の1点目の日高地方が輝く地域づくりに関する要望に係る平取町分につきましては、主には、沙流川総合開発事業における平取ダムの早期完成について。また、国道、道道に関する整備促進に関する要望、そして、イオル再生事業等々の要望をしてございます。特に、平取ダムの関係につきましては、現

在個別ダムの検討の場で検討がなされておりますが、具体的な方針決定の時期等については、明確にされておられませんけども、スピード感を持ってとり進めていきたいとのございます。次に、2点目の日高自動車道の整備促進に関する要望については、現在、日高町平賀から日高門別間の5.8キロ、この区間につきまは、平成23年度中に供用開始になる予定でございますが、その先の浦河町までの整備促進について要望してございます。次に、3点目の大津波対策に係る財政支援緊急要望については、これは、3月11日に発生した東日本大震災により日高沿岸の海上の漂流物に対する処理費等に対する財政支援等について要望してございます。次に、囲い2つ目の要望項目、沙流川総合開発事業における平取ダムの早期完成に関する要望、国道237号線の整備促進について、道道の整備促進について、アイヌ文化の総合的な伝承と理解を目的とした伝統的生活空間イオルの整備について要望してございます。要望先は、自由民主党北海道第9区選挙区支部移動政調会でございます。場所は、新ひだか町であります。要望月日は、7月21日。要望者は、副町長であります。次に、要望項目、沙流川総合開発事業における平取ダムの早期完成に関する要望でございます。要望先は、道内の選出国會議員、国土交通大臣ほか、政務三役並びに、ダムに関連する国交省の水管理国土保全局、北海道局でございます。要望月日は、7月21日から22日の2日間でございます。要望者は、平取町長、議長、副議長、平取ダム建設促進期成会と、日高町長、議長の2町の合同で要望してございます。特に、平取ダムの本体工事とともに生活再建対策事業としての付替え道路整備促進について強く要望したところでございます。最後の要望項目については、最初の要望項目と変わりませんので、説明は省略をいたしますが、要望先は、中央要望として道内選出国會議員、関係省庁に要望してございます。要望月日は、7月28日から29日の2日間、要望者は、日高総合開発期成会として、管内の7町の町長で要請してございます。以上で、要望経過報告を終わります。

議長

以上で、行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号平成23年度平取町一般会計補正予算、第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第1号平成23年度平取町一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ767万9千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を54億122万9千円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、112万8千円の追加補正でございます。内容

といたしましては、4節共済費、14万8千円。7節賃金、98万円の追加となっております。この内容でございますが、荷葉へき地保育所におきまして、途中入所希望が3名ありまして、1、2歳児クラスにおける基準保育士に不足を生じることとなったため、8月以降保育士1名を増員いたしまして、対応するための、追加補正となっております。社会保険料14万8千円、賃金で98万円、これは、9月から採用することといたしてございまして、7ヶ月分の賃金となっております。また、関連で次のページの3款2項1目児童福祉総務費、7節賃金、44万4千円の追加補正がございます。これも、荷葉保育所で当初予定をしておりました、1歳児の入所数が4月開所時点で増えたということに伴いまして、代替保育士の勤務日数の増により不足する賃金、60日分の31万8千円と、先ほどの臨時保育士の新規採用により勤務するまでのつなぎといたしましての、代替保育士賃金、21日分、12万6千円を追加する内容となっております。前ページに戻っていただきまして、下段であります、2款1項9目企画費、12節役務費、手数料、160万7千円の追加でございます。これは、地先住民からの要望、立木伐採等のために北電柱及びN T T柱の支障移転に伴いまして、共架させていただいております町所有の光ケーブルの移設のための費用となっております。芽生地区、振内地区、仁世宇地区の3件の移転工事手数料となっております。次のページをお開き願います。下段の方でございますが、4款1項4目環境衛生費、350万円の追加でございます。これは、増え続けるエゾシカを管内統一で駆除するため、日高鳥獣被害防止対策広域協議会を設立してございますが、この中で駆除に係る費用等につきまして、協定で取決めたとある事のための追加補正となっております。協定の内容といたしましては、シカ1頭駆除経費を6千円とする。町の指定した解体処理業者に出荷した場合に1頭につき2千円を加算する。それから、処理業者へは、1頭につき4,500円を手数料として支払うといった事で確認されてございます。12節の役務費、手数料でございますけれども、これは協議会の規定によりまして、町が指定する新冠町の解体専門業者への処理手数といたしまして、1頭当たり4,500円、8、9月の有害駆除期間の処理数として200頭を想定してございまして、90万円を追加してございます。13節委託料でございますが、駆除費用の上乗せ分、現行5千円ですが、これを6千円にするという事でございまして、1800頭分の180万円。それと、町の指定する処理業者に出荷する場合の加算額、2千円の200頭分40万円。さらに町独自の取り組みといたしまして、捕獲者が独自に解体専門業者へ搬入して貰うための経費といたしまして、1頭につき2千円を上乗せして、これも200頭分の40万円、合せて委託料260万を追加補正するといった内容になってございます。次のページでございます。6款2項1目観光振興費、19節負担金補助及び交付金でございます。100万円の追加でございます。これは、沙流川まつり開催経費に充当する財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金が交付決定したことによりまして、昨年度までは、実行委

員会で直接受けていたものでございますが、財団側の要綱の改正によりまして市町村の一般会計を通せというような事になっておりまして、一般会計にて歳入することによる観光協会補助金の100万円の追加となっております。歳出は、以上でございます。次に、歳入をご説明いたしますので、4ページをお開き願います。19款1項1目1節の繰越金でございます。今回の補正に係る一般財源としては、前年度繰越分を見込んでおります。667万9千円でございます。次に、20款5項1目2節雑入、100万円でございますが、先ほど申し上げました沙流川まつり開催経費に係るいきいきふるさと推進事業助成金という事で、財団法人北海道市町村振興協会から交付される事となっております。以上、一般会計補正予算、第4号につきましてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。10番千葉議員。

10番  
千葉議員

10番千葉です。5ページの2款1項9目12節の手数料、光ケーブルの関係についてお伺いしたい事がございます。一定の予算が計上され光ケーブルが設置される、そのことによって今回手数料ということなんですけども、よく我々住民に聞かれること、問い合わせの多いことをちょっとお伺いしておきたいなというふうに思っております。直接、手数料とは関係ないんですけど、光ケーブルに関する内容でございまして、光ケーブルが設置になったことによつての、メリット、活用方法、およそ、この範囲ではってことは、結構今の若い人達パソコン等の使用によって大分情報得ているようなんですけども、まだまだ、特に高齢者、一般家庭においての活用方法に伴うことがよくわからないという意見が聞かれまして、特に各自治会単位でも構わないと思うんですけども、そのことの広報的なこと、特に電話とか、パソコン、それからテレビ等の活用互換性についてのコマーシャルが必要かなというふうに思ってますけども、その点について、一定の時間かかってもわかりやすい説明とともに住民に周知する必要性があるというふうに考えておりますけども、その点についての考え方を伺っておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

お答え申し上げます。昨年度で光ケーブルの回線が全町に網羅されたという事でございまして、一応、そのブロードバンドとしての基本的な基盤整備は完了したという事になってございまして、今後、自治体単位での行政サービス上で、どのようなサービス、これを使ってどのようなサービスができるかといった事も一つの大きな課題でありますし、また、逆に言えば情報のやり取りの中では、もうこれ以上の今の設備、ある意味最高の基盤整備が済んだということでございまして、非常に可能性を含んだものとなっているということは間違いのないこ

とだと思っております。それについては、今後総合計画の中で、組立てを行っていく事になるのかなと思っております。現在の光サービス等、先ず活用していただく手段としては、インターネットの活用ということになるかと思っております。この辺、高齢者にとっては、非常に利用しづらいと言いますか、中々理解しづらいところが、あるのかなというようなことでございまして、最近のそのソフトですとか、そういうものも非常に高齢者に使いやすいようなものどんどん改良されているところは確かだと思っておりますので、この辺もIRUの契約者であるNTTさんと協議させていただきながらですね、推進協議会、各団体からなっている推進協議会もありますので、その辺も通してよりこう、もっと色々な世代に普及するような取り組みを考えていきたいとは、思っております。

議長

千葉議員。

10番  
千葉議員

是非、今のまちづくり課長の答弁にありましたとおり、わかりやすい内容ですね、早めに周知していただければと思います。それと、一点的を絞ってという電話の活用についてちょっとお伺いしておきたいと思っております。昔はよくIP電話とかで、結構各自治体単位、町単位或いは、市街化区域の単位で通話料が安く、特に町内の電話に関しては、本当に格安に利用できるということでメリットがあったわけなんですけども、特に平取町の場合は、各地域距離がありますけども、電話の活用方法について等は、これは一考の余地があるかなというふうに思っています。昔は、電話機そのものを替えないと中々互換性が保てない、通話料が安くないということなんですけども、今既に設置してある電話を活用しながら、通話料これは、多分一定の財政支出に伴うとは思いますが、全町域にわたって安く活用できる方法があるかなというふうに思っていますけども、その辺の将来の取り組みについてもちょっとお伺いしておきたいというふうに思っております。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

インターネット等の整備に伴う光電話等の利用ということが、並行して進むようなことが非常に望ましいとは思っております。当面庁舎内の電話回線についても光電話化するというごことございまして、当初一定の設備投資が必要になってくるんですけども、使えば使うほどメンテナンスなり、通話料が安くなるという事もございまして、その辺も含めて民間にも光電話のメリット等もさらにわかりやすく周知して普及を図るような方向で進めさせていただければなと思っております。

議長

他に、ございませんか。なければ、これで質疑を終了します。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平成23年度平取町一般会計補正予算、第4号は、原案のとおり可決しました。

日程第6、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

報告第1号平成23年度平取町一般会計補正予算について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、報告してご承認を求めるものでございます。10ページをお開き願います。平成23年度平取町一般会計補正予算、第3号。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ226万8千円を追加いたしましたして、歳入歳出予算の総額を53億9355万円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。歳入歳出予算事項別明細の歳出から説明させていただきますので、14ページをお開き願いたいと思います。7款2項2目道路新設改良費、15節工事請負費、226万8千円の追加となっております。これは、川向牧野線法面改良工事に関するものでございまして、本工事におきましては、平成22年度の国の補正に伴います、きめ細かな交付金事業で実施される事業といたしまして、556万5千円の契約額で、4月19日に発注されておりました。しかし、受注業者の経営悪化に伴いまして、当該工事を完成する事ができなくなるという事態になったため、残った工事については、別の業者に発注をしていたところでございます。しかし、既に支払った前金払いの工事が終わっている出来高部分相当額を控除した、平取町が受ける保証金に関しましては、22年度繰越事業に充当が出来なくなる事となったため、やむなくその額相当の工事を新年度事業として実施せざるを得ない状況となっております。さらに、新年度分の工事につきましては、本来、法面本工事といたしまして、一体に発注すべき工事のため方が一工事を中断している間に降雨などによる崩壊するような事があれば、さらに多大な費用負担が予想されるといったことと、また、昨年も工事中の降雨によりまして、完成できなかったことによる、地先住民の一日も早い完成をとの要望にこうするため一刻も早い工事完成を優先させていただくことから、予算を専決処分とさせていただいたところでございます。本工事の財源といたしましては、185万円を工事請負契約解除に伴う前金払保証金及び特別保証金、これは、雑入で受けておりますけれども、残りは、41万8千円については、繰越金を充当してございます。以上、平成23年度平取町

一般会計補正予算、第3号、平成23年度専決処分第2号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本報告について、報告どおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、報告第1号専決処分報告については、報告どおり承認することに決定いたしました。

本臨時会に付されました、事件の審議状況を報告します。

議案1件で、原案可決1件、報告1件で、承認1件となっております。

以上で、全日程を終了しましたので、平成23年第7回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

(閉 会 午前 9時55分)